

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年7月18日付けで行った、法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

- (1) 処分庁は、保護開始当初から、請求人の本件ネットカフェを出てアパートに入居したいとの要請に対し、協力することを頑なに拒んでいる。
- (2) 平成30年10月22日には、請求人が転居先の物件を探し、入居希望について本件審査請求代理人弁護士（以下「本件代理人」という。）を通じ〇〇福祉事務所（以下「事務所」という。）の担当者（以下「担当者」という。）に伝え、不動産業者と話

をしてほしいと頼んだが、協力が得られなかった。

- (3) そのため、請求人は、転居に要する敷金等について、相当額とする「転宅費申請書」（以下「本件申請書」といい、本件申請書による申請を「本件申請」という。）を処分庁に提出したものである。
- (4) 処分庁は、担当者の請求人が「居宅の生活ができない」との判断を理由に、本件処分を行っているが、法30条1項は居宅保護が原則であることを明らかにしており、請求人の本件ネットカフェでの寝泊まりが継続している状況での処遇は、明らかに居宅保護の原則に反し、これを放置している。
- (5) 上記(4)の担当者の判断は、あいまいであり、本件代理人が判断の根拠を担当者に照会しても、「対人関係の点で多少かけたところがある」との回答のみであり、明らかに行政の裁量を逸脱している非常識な判断である。
- (6) 担当者は、請求人が宿泊施設への転居を明確に拒絶しているにもかかわらず、転居を執拗に勧め、本件代理人が宿泊施設はどのような施設であるか具体的に示すことを求めても、「アパートと何ら変わらない」などという虚偽の説明をし、信頼を損ねる結果となっている。

処分庁の対応は、その全てにおいて、人権人道上問題である。

- (7) 本件処分における拒否理由の「申請額不明のため」は、極めて不当である。なぜなら、本件の真の問題は、申請額ではなく、仮に、請求人が転居先の物件を探し、申請額を記入したとしても、処分庁は、一切、認めるつもりがないと考えられるからである。実際、福祉事務所の担当者の許可がない場合は、物件探しを断る不動産業者が圧倒的に多く、福祉事務所の協力が得られない状態で、自力で物件を探すことは困難である。
- (8) 請求人については、医師の所見では、「生活能力：単身生活

可「集団生活否」とされ、医学的見地からは単身生活に問題はないことは明白であった。そして、請求人が宿泊施設を明確に拒否しているにもかかわらず、処分庁は、頑なに転宅への協力を拒否し続けた。その理由は、今に至っても、定かではない。

(9) 処分庁は、請求人について、局長通知（後記第6・1・(5)第7・4・(1)・キの「居宅生活ができると認められる者」を形式的にあてはめ、本件処分を行ったものと解されるが、上記通知部分は、ホームレスを念頭におき、安定した住居を有しない生活保護申請者には、もともと、住居を失うような理由があったと考えられるため、住居を確保しても維持できない事態が起こりうるものが容易に想定されることから、行政に慎重な判断を要求したものと解されるどころ、請求人は上京したばかりで住居を確保していなかったために、本件ネットカフェにいたるのであって、上記通知部分には該当しない。よって、処分庁のかかる判断は、裁量権を逸脱している。

(10) 以上のとおり、処分庁の対応は、請求人の生存権（憲法25条）及び幸福追求権（同13条）を侵害し、また、請求人のアパートへの転宅を認めないとの判断は、処分庁の有する裁量権を逸脱したものであることは明らかであるから、本件処分は取り消されるべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和2年7月10日	諮問
令和2年9月10日	審議（第47回第3部会）
令和2年11月5日	審議（第48回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、1号で「生活扶助」、3号で「住宅扶助」を挙げている。
- (2) 法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしており、法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とし、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によって行うことができると規定している。
- (3) そして、法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提

出しなければならないとし、さらに、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条4項は、3項の書面には決定の理由を付さなければならないものとしている。そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(4) また、法30条1項は、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとしつつ、ただし書において、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達し難いとき、又は被保護者が希望したときについては、被保護者を救護施設、更生施設又はその他の適当な施設に入所させること等ができることと規定している。

(5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・キは、保護開始時において安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合については、必要な額を認定して差し支えないとしている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問77・答は、上記「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」として、「次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。」とし、「1 居宅生活ができると認められること。2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかな

われないこと。4 保護の開始決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。」としている。

また、上記「居宅生活ができる」と認められる者の判断方法として、課長通知第7・問78・答は、「居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。」としている。

さらに、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-107・答は、上記「居宅生活ができる」と認められる者の判断の視点について、「面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況」のほか、基本的項目として、「金銭管理」、「健康管理」、「家事、家庭管理」、「安全管理」、「身だしなみ」及び「対人関係」を挙げている。

そして、課長通知第7・問30・答は、局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とし、「2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」、「6 宿所提供施設、無料定額宿泊所(かっこ内略)等を一時的

な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合」、「1 1 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」等を挙げている。

(6) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく、法の処理基準に当たるものである。

2 以下、本件について検討する。

(1) 本件については、以下の各事実が認められる。

ア 処分庁は、請求人が保護開始以降、本件処分時に至るまで、適切な住居とは言い難い本件ネットカフェに居住しており、また、請求人には精神疾患の疑いがあると考えられたことから、担当者を通じて、請求人に対し、精神科（心療内科）への受診を勧めていたこと。そして、請求人が局長通知による「居宅生活ができると認められる者」には当たらないと判断したことから、請求人に対し、更生施設やビジネスホテル等への転居を継続して提案していたこと。

イ 担当者は、請求人からの転居に係る照会に対し、本件ネットカフェからの転居に係る転宅申請書の提出があれば、転居の可否を回答する旨伝えていたこと。また、請求人及び本件代理人から、担当者及び処分庁に対して、請求人の転居についての要望、申入れ等があったほか、本件抗議文の提出があったこと。そして、請求人が局長通知の「居宅生活ができると認められる者」に該当しない理由について、説明を求められたことから、担当者は、局長通知に関する処分庁の見解等を説明していること。

ウ 請求人が本件代理人とともに、事務所に来所し、処分庁に

提出した本件申請書の記載によれば、転居先及び転居時期は未定であって、転居に係る各申請額はいずれも「相当額」となっていたこと。

エ 処分庁は、本件申請書の記載によっては、転居先及び転居予定が不明であり、また、転居費用の検討対象となる本件申請書の各金額欄には「相当額」としか記入されていないことから、本件申請の申請内容が適正かどうか判断できないと判断し、本件申請を却下することとし（本件処分）、却下の理由を「申請額不明のため」とする本件処分通知書により、請求人に通知したこと。

(2) 以上のことから、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに従ってなされたものと認められる。

3 請求人は、上記第 3 のことから、本件処分の違法、不当を主張しているが、本件処分は、上記 2 のとおり、本件申請書の記載によっては、その申請内容が適正かどうか判断できなかったことによるものであるのは明らかであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続きの適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成